

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

児童扶養手当制度のお知らせ

1. 手当支給の対象（受給資格者）

この手当は、母子家庭、父子家庭、配偶者に重度の障がいがある家庭の父または母に代わって児童を養育している人に支給されます。

2. 手当月額及び所得制限

手当月額は、受給者の所得額により下表のとおり区分され、平成28年度8月から加算額が変わります。

支給区分		平成28年7月現在	平成28年8月から
第1子	全額	42,330円	同左
	一部	9,990～42,320円	
第2子	全額	5,000円	10,000円
	一部		5,000～9,990円
第3子以降 (1人につき)	全額	3,000円	6,000円
	一部		3,000～5,990円

※ 平成29年4月から物価スライド制が導入されます。

3. 手当の支給期間

手当の支給期間は、受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、児童が18歳に達した最初の3月まで（障がいの状態にある児童については20歳に達した月まで）、その他支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支払方法：年3回、受給者が指定する金融機関へ口座振込

4. その他

受給者が手当の支給を受ける権利を行使しない期間が2年間継続した場合は手当の受給権は時効により消滅します。

また、現況届を毎年8月1日から8月31日の間に提出することになっており、受給資格者の資格審査や所得審査が行われ、その年の8月から翌年7月分までの手当の支給額などが決定されます。現況届を提出しないと手当の支給が差し止めになりますので必ず提出してください。

5. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付書類が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当制度のお知らせ

1. 手当支給の対象（受給資格者）

この手当は、障がい児（20歳未満であって政令で定める程度の障害の状態にある者）の父もしくは母がその障がい児を監護するときや、父母以外の者が障がい児を養育するとき支給されます。

ただし、障がい児が障がいを事由とする年金給付を受け取ることができるときは、手当の支給はされません。また、障がい児が社会福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。

2. 手当月額（平成28年7月現在）

手当月額は、障がい等級の1級（重度）と2級（中度）で、障がい児1人につき次により定められています。

障がい等級	月額
1級	対象児童1人あたり 51,500円
2級	対象児童1人あたり 34,300円

3. 所得制限

受給者又は受給者と生計を同一にする扶養義務者の前年の所得が政令に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給されません。

4. 手当の支給期間

支給期間は、受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支払方法：年3回、受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

法令により手当の支給を受ける権利を行使せずに2年間を経過したときは、時効によって権利が消滅します。

なお、毎年8月11日から9月10日の間に特別児童扶養手当所得状況届を提出することになっており、受給資格者の資格審査や所得審査が行われ、その年の8月から翌年の7月分までの手当の支給額が決定されます。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付資料が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

【この枠内の問い合わせ先】健康福祉課
福祉グループ（☎46-4736）

町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。



2016 希望郷 いわて国体

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町では、10月2日から
野球競技（一般）が行われます

国体開催まで
あと 66日



8月7日（日）は第34回 クリーンアップデーです！ みんなで参加しましょう

8月7日（日）は、クリーンアップデー（町内一日一斉清掃の日）です。

みんなで協力し、快適で住みよい町にしましょう。

- クリーンアップデーは、毎年8月第1日曜日です。この日以外に清掃活動を行う地区では、区長さんなどから地区の計画をご確認のうえ、ご参加ください。
- 地域内の道路の空き缶拾いや公共施設の清掃など、活動内容は、各地区の衛生組合や行政連絡区、子ども会育成会などからご確認ください。なお、事故には十分に気をつけましょう。
- 地区活動を行わない場合でも、自宅の周りなどの清掃を行いましょう。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

二戸地域企業の魅力発見ツアーについて

下記の日程で二戸地域の企業見学会を行います。参加を希望される方は、あらかじめ希望するコースを決めてお申し込みください。

【日 時】8月23日（火）11:00～16:30

【場 所】二戸パークホテル

【対 象】専門学校生・短大生・大学生

【コース】①ものづくりコース

（株）阿部繁孝商店・SWS東日本（株）二戸工場

②販売・サービスのコース

（株）菅文・（株）エムケイシステム

③介護・福祉のコース

カナンの園・結愛サービス公社

【参加費】無料・昼食付き

【問い合わせ・申し込み先】
二戸地域雇用開発協会（☎23-3040）
<http://www.ninohe-koyou.net/>

8月は相続に関する 無料相談を実施します

岩手県司法書士会では、8月の1ヶ月間を「相続に関する無料相談」の実施期間とし、県内各司法書士事務所や電話での無料相談を行います。

【実施期間】8月1日（月）～31日（水）まで

【常設相談】県内各司法書士事務所（土日祝日を除く）

【電話相談】0120-823-815（フリーダイヤル）

※10:00～13:00

（土日及び11日～16日を除く）

【問い合わせ先】
岩手県司法書士会事務局
（☎019-622-3372）

8月9日は「パークゴルフの日」！ パークゴルフ場を無料開放します

ハートフル・スポーツランド「パークゴルフ場」では、8月9日の「パークゴルフの日」に合わせ、施設を無料開放し、用具の貸し出しも無料で行います。

また、当日は町パークゴルフ協会による初心者向け指導会も行いますので、お気軽にお越しください。多くの皆さまのご来場をお待ちしています。

○初心者向け指導会（9:00集合）
参加を希望される方は、パークゴルフ場スタートハウスへお集まりください。

高齢者教室 「寿大学」第5回講座のお知らせ

【日時】8月19日（金）10:00～11:30

【内容】テーマ：高齢者のための交通安全教室

講師：二戸警察署交通課

二戸警察署軽米駐在所

【会場】軽米中央公民館

【問い合わせ先】教育委員会事務局
生涯学習グループ（☎46-4744）

1日行政相談を開催

【期日・場所】8月17日（水）軽米中央公民館

【受付時間】10:00～15:00

※12:00～13:00までを除きます。

【相談員】行政相談委員 西山 武男さん

【相談内容】行政（国、県、市町村）や独立行政法人などの仕事・手続き、サービスなどについて要望や不満などをご相談ください。

【問い合わせ先】総務課
総務グループ（☎46-4738）



先の大戦で亡くなられた方々の慰霊と恒久平和を祈り 黙祷を捧げましょう

広島市、長崎市の両市で原爆により亡くなられた方々の冥福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻にサイレンの吹鳴を行います。

原爆が投下された時刻

広島市 8月6日 午前 8時15分

長崎市 8月9日 午前11時 2分

8月15日（戦没者を追悼し平和を祈念する日）に日本武道館において、政府主催の全国戦没者追悼式が行われます。

先の大戦で亡くなられた方々を追悼し、8月15日正午にサイレンの吹鳴を行います。

趣旨をご理解のうえ、それぞれの家庭、職場や地域で黙とうをお願いします。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

かるまい夏祭り

【問い合わせ先】町商工会
商工会青年部 (☎46-2711)

	イベント内容	会場
8月5日 (金)	・ちびっ子広場 18:00~19:00 (願いごと短冊、ちびっ子お宝釣り・射的大会)	赤レンガ駐車場
	・夏まつりビアガーデン 18:00~20:00 ・バンド演奏 19:00~20:00 (ジャイゴ・ラグ・タイム・バンド&ペインターシスターズ)	物産交流館駐車場
8月6日 (土)	・フリーマーケット 16:00~21:00	みちのく銀行 物産交流館駐車場(仲町)
	・各商店会イベント 仲町:ビンゴゲーム大会 18:00~18:30 ※先着200名 荒町:「ハイキュー!!目指せ頂の景色in荒町」 19:00~ ※受付は18:40~ 先着30名 (小中学生限定、1家庭2名まで) 大町:太鼓・ヨサコイ真夏の共演 > 19:00~20:00 豊作祈願お宝まき	みちのく銀行駐車場 荒町路上 大町路上
	・かるまい夏祭り花火大会 20:00~20:30	打上会場向川原こぶし公園
8月7日 (日)	・ニジマス釣り&つかみ取り大会 9:00~11:00	防災センター集合
	・カシオペア杯争奪ナニヤドヤラ流し踊り大会 開会式 18:30~ 閉会式 20:40~	大町商店街

※日程につきましては、時間に変更になる場合があります。

◎8月6日(土)・7日(日)は、大町から荒町区間で19:00~21:00まで交通規制が行われます。

◎交通規制時間帯は、路線バスの停留所が次のとおり変更となります。

《JRバス》

二戸駅(19:15)発・軽米病院(20:25)行きは、新町~軽米間のバス停に停車せず、軽米病院に直行します。(通過するバス停に下車を予定されるお客様は軽米病院よりタクシーでお近くまで送迎します。)

《コミュニティバス》

鶴飼(18:45)発・新町(19:11)行き、民田山(18:30)発・新町(19:00)行きは、新町バス停まで運行せず、防災センターで終点となります。(防災センターで降車したお客様で新町まで行かれる方は、防災センターよりタクシーでお近くまで送迎します。)



お盆期間中のお知らせ

《ごみの収集作業》

ごみの収集は、お盆期間中も平常どおりに行います。該当の曜日に割り当てられている地区の皆さんは、当日の朝8時30分までに所定の場所へ出してください。

- 8月11日(木) 燃えるごみの収集
- 12日(金) 通常収集
- 13日(土) > 休止
- 14日(日) >
- 15日(月) 通常収集



○ 8月11日(木)は祝日ですが、燃えるごみのみの収集を行います。ビン・紙類の収集は行いません。

※ 生ごみ分別収集はお盆期間中はお休みとなります。分別した生ごみはごみステーションに出さないようご協力をお願いします。

《町民バスの運休》

8月13日(土)~16日(火)は、

お盆期間中のため、町民バスは運休となります。ご注意ください。

《老人福祉センターの入浴時間》

- 8月12日(金) 10:00~13:00
- 15日(月) > お休み
- 16日(火) >
- 17日(水) 11:00~16:00

上記期間以外は通常どおりの入浴時間となります。

【各記事の問い合わせ先】

- ごみの収集…町民生活課・町民生活グループ (☎46-4734)
- 町民バス…総務課・企画グループ (☎46-2111)
- 入浴時間…町社会福祉協議会 (☎46-2881)

「道の日」に歴史の道を歩こう！ 奥州街道をめぐる ～蓑ヶ坂・金田一コース～

【日 時】8月10日(水) 10:00～15:00
【定 員】30人先着順
【参加費】無料(昼食は各自用意)
【申込締切】8月1日(月)

【問い合わせ・申し込み先】
県北広域振興局土木部二戸土木センター
道路河川環境課 (☎23-9209)

＜移動経路＞

二戸合同庁舎駐車場10:00集合(開会式)
→蓑ヶ坂入り口(歴史説明と3.0kmのウォーキング)
→金田一コミュニティセンター「アツマランカ」(昼食と交流)
→二戸合同庁舎15:00到着 【※途中バス移動】

(県からのお知らせ)

土砂災害防止法に基づく 基礎調査を実施します！

岩手県では、町内において土砂災害防止法に基づく基礎調査(土地の利用状況、地形や目視による地質調査)を実施します。右図のような箇所が対象となります。

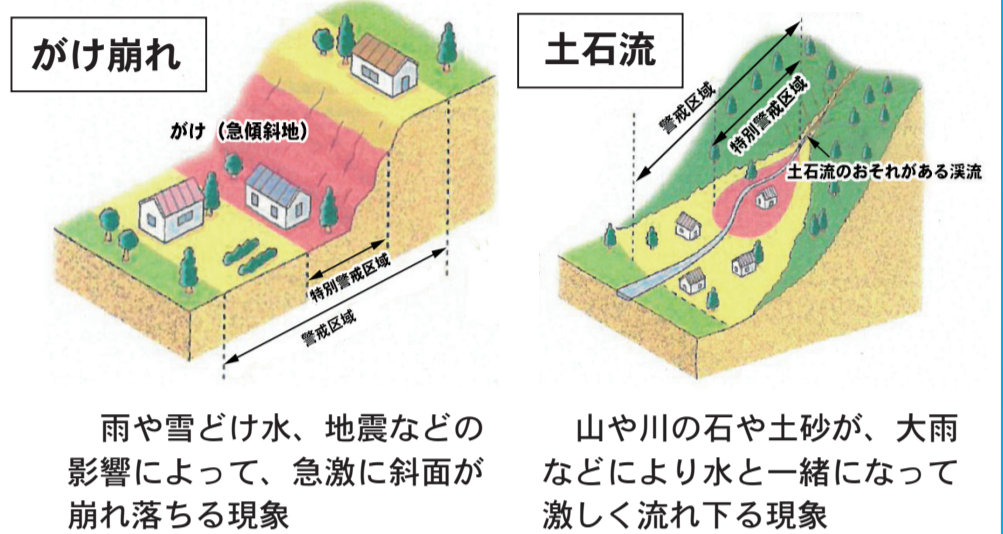
調査のため、調査員が住民の皆さんの土地へ立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【調査実施機関】大日本コンサルタント株式会社

【調査日程】8月～11月

【その他】今回の調査は、簡易な測量・現地調査が主な業務であり、土地の掘削、構造物の築増などはありません。

調査員は、県が発行した身分証明書を携帯しています。



雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象

夜のこわ～いおはなし会を 開催します

参加者には
プレゼントを
差し上げます!!

暑い夏、ひんやり涼しくなる怖いお話はいかがですか。怖いお話を聞いた後は夜の図書館を探検します。いつもと違うおはなし会をお楽しみください。

また、当日の開館時間を19:00まで延長しますので、ご利用ください。

【日時】8月5日(金) 19:00～20:00

【会場】町立図書館

【対象】幼児、小学生

※ 幼児は保護者同伴、小学生は保護者の送迎をお願いします。



8月の

テーマ図書館『おばけだじょ』

31日まで開催します

夏におばけは旬なネタ!こわ～いおはなしを読んだり聞いたりすると、本当に体温が下がるらしいですよ。みなさん!図書館で“涼”を体感しませんか?

【問い合わせ先】町立図書館 (☎46-4333)

夏の交通事故防止県民運動

8月1日(月)～10日(水)

『もしもしは しません出ません 運転中』

夏場を迎え、暑さなどによる過労が原因となる事故や、夏休みによる解放感からの交通安全意識の低下が懸念されることから、「夏の交通事故防止県民運動」が展開されます。

次のことに留意して、交通事故防止に心がけましょう。

- ☆ ゆとりのある運転を心がけ、暑さなどによる過労運転を防止しましょう。
- ☆ 家庭や地域においては子どもへの注意喚起を行い、運転者は飛び出し等の危険予知をするなどし、夏休み中の子どもの交通事故防止に心がけましょう
- ☆ すべての座席のシートベルト(子どもにはチャイルドシート)の正しい着用を徹底しましょう。
- ☆ 飲酒運転の危険性、違法性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

交通安全年間スローガン募集

一般財団法人全日本交通安全協会と毎日新聞社では、交通安全意識の高揚と苦痛事故防止を広く呼びかけるため、平成29年以降に使用する「交通安全年間スローガン」を募集します。

応募方法など詳しくは、二戸地区交通安全協会までお問い合わせください。

【募集期間】9月30日(金)まで

【問い合わせ先】二戸地区交通安全協会
(☎23-3704)

【募集内容等】

部 門	資 格	内 容
一般	A	誰でも応募可能 運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
	B	
こども	小・中学生以下	小・中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの